

# KNC NETWORK NEWS

2015年11月14日 発行

経営一言: いたずらに規模を追わず、他社と差別化した商品に特化する戦略が浸透してきた。  
(ソニー副社長・吉田 憲一郎氏)

所長コメント: 会社は収益を上げ維持継続させることが命題です。必ずしも大きいから良く、小さいから悪いとは云えない。それは、時代に合っているか顧客が要求しているかによる。

 (有)北野財經システム  
北野会計事務所  
大阪市淀川区西中島7-1-26  
オリエンタル新大阪ビル707号  
TEL: 06-6304-7857・FAX: 06-6304-8851  
http://www.kngroup.jp

## 気になる記事: 耕作放棄地 課税1.8倍、移転促し農地集約—農水・総務省検討—

農林水産・総務の両省は農地向けの税制優遇を見直す。耕作放棄地の固定資産税を1.8倍に引き上げ、税負担を重くする検討に入った。税金の安さから放棄地のままで所有する持ち主が多く、やる気のある農家に農地が渡らない現状を改善する。環太平洋経済連携協定(TPP)の発効をにらみ、農地の集約で農業の国際競争を高める。

## タワーマンションの購入を利用した節税とは 《税務》

財産評価における、マンションの評価方法は、【敷地の価額】と【区分所有分の建物の価額】の合計額となります。

具体的には、敷地の場合は、路線価又は倍率方式によって評価を行い、区分所有の建物の場合は、家屋の固定資産税評価額が、基礎となります。

ただし、マンションの場合は、各戸ごとが評価単位となる為、建物全体の評価額に、専有面積の割合を乗じた金額が、区分所有の建物の評価額となります。

このため、1棟あたりの戸数の多いタワーマンションでは、1部屋当たりの評価額が低くなり、また高層階になれば、購入価額と評価額に大きな乖離が生じることもあります。

例えば、タワーマンションの1室を市場価額にて購入し、その金額が1億5千万円とした場合で、敷地の評価に必要な情報が、仮に路線価:120万円、敷地面積:5,000㎡、敷地割合が1/150とすると、敷地の評価は、4,000万円となります。

購入した、マンションの一室の固定資産税評価額が、2,000万円とすると、評価額は、合計の6,000万円となります。

購入価額との差額は、9,000万円となり、大きな差が生じることとなります。

ただし、この通達の定めによって評価することが著しく不当と認められる財産の評価は、国税庁長官の指示を受けて評価するとされています。

行き過ぎた節税にも限度があることを、忘れずにおかれることをおすすめします。

## ふるさと納税の控除手続き 《税務》

以前は確定申告の必要がない給与所得者でも、ふるさと納税制度を活用して控除を受けるためには申告をしなければなりませんでしたが、平成27年4月1日以降のふるさと納税については、各自治体に申告特例申請書を提出することで申告が不要になる制度「ふるさと納税ワンストップ特例」の対象となっています。確定申告が不要になるのは、ふるさと納税の寄付金控除がなければ確定申告しない人で、ふるさと納税の対象地方公共団体が5つ以内であるケースです。6回以上ふるさと納税をしても寄付先が5以内であれば対象となります。

医療費控除や住宅ローン控除等のために確定申告をする人は、このワンストップ特例の適用を受けることはできません。特例の申請をしたときは、所得税からの控除ではなく、その全額が翌年度の住民税から控除されます。

## 雇用契約か請負契約かの区分 《税務》

給与、賃金、賞与など、労働の対価として支払われるものは、事業者との取引ではないことから課税仕入れには該当しません。これに関し、消費税基本通達では、出来高払の給与を対価とする役務の提供は事業に該当せず、請負による報酬を対価とする役務の提供は事業に該当する旨を明記しており、その区分については、雇用契約又はこれに準ずる契約に基づく対価であるかどうかにより判断するものとしています。

又、消費税法では、雇用契約か請負契約かの区分が明らかでないときは、たとえば、次の事項を総合勘案して判定するものとしています。

- ①その契約に係る役務の提供の内容が他人の代替を容れるかどうか。
- ②役務の提供に当たり事業者の指揮監督を受けるかどうか。
- ③まだ引渡しを了していない完成品が不可抗力のため滅失した場合等においても、当該個人が権利として既に提供した役務に係る報酬の請求をなすことができるかどうか。
- ④役務の提供に係る材料又は用具等を供与されているかどうか。

上記①～④の内容は、あくまでも区分が明らかでない場合の判断の「目安」と考えるべきでしょう。

## 健康と労働時間の関係 《経営》

長時間労働が心身ともに悪い影響を与えることは科学的にも証明されています。長時間働くことで、疲労の回復に必要な睡眠時間や休養時間を満足にとることができず、その結果、重篤な健康障害や労働災害を起こす可能性が高まる。

総務省の「平成23年社会生活基本調査」によると、雇用されている53,727,000人のうち、健康状態が「良くない」人は4,486,000人(8.3%)でした。この「良くない」人を一週間の就業時間数で見ると、幾分興味深い結果となっています。男性の場合、「良くない」割合が一番高いのは60時間以上就業する層で、ついで30～34時間、15～29時間、15時間未満となっています。女性では、同様に60時間以上がもっとも「良くない」割合が高いが、ついで49～59時間、30～34時間と35～39時間が同率となっています。男女とも週60時間以上の就業は健康に良くないようですが、男性の場合、就業時間が短いことも健康に悪影響を与えているようです。

ちなみに、男性で最も健康に良いと推測できる就業時間は40～48時間、女性では15時間未満、15～29時間、40～48時間の3つの就業時間が同じ割合というのも興味深いところです。